

平成 26 年 1 月 日

自由民主党
総裁 安倍 晋 三 殿

陳 情 書

(海外留学生に対する消費税課税の是正を求める陳情)

陳情人
一般社団法人 全国日本語学校連合会
理事長 荒 木 幹 光

〒101-0047
東京都千代田区内神田 1-18-11
東京ロイヤルプラザ 1010
電話 03-3292-3232

1. 陳情事項

政府の「留学生 30 万人計画」達成の一助として、会社組織の設置する日本語教育機関の留学生のみが学費に消費税を課税されている現状を改め、学校法人の設置する日本語教育機関の留学生の学費と同様に非課税としていただく様、下記のように法令の是正を求めます。

消費税法施行令第16条に、第3号として「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令により法務大臣の告示を受けた日本語教育機関」を加えていただきたい。

2. 理由

(1) 政府は目下「留学生 30 万人計画」達成のために、種々の政策を実施中ですが、政府計画のように 2020 年度までに残る 7 年間で 15 万前後の留学生を確保するのは容易ではありません。しかし、上記のような日本語教育機関に対する消費税課税の是正措置は、会社立の日本語教育機関に学ぶ留学生の学費負担を軽減することができ、日本への留学を容易にするため、留学生増に大いに貢献することができます。

(2) 現在、語学留学生の多くは、生活に追われたアジア諸国からの自費留学生が大半です。学業とアルバイトの両立による厳しい日常に置かれた途上国からの留学生の状況を考えると、「課税公平の原則」を図り、消費税を非課税扱いとするのは最も賢明な措置と考えられます。

(3) 日本語教育機関としての設置基準、カリキュラムなどは文部科学省が主管となり法務省、外務省など関係省庁並びに日本語教育関係者らによって設置された「日本語教育検討会議」で検討され、設置主体に関わらず日本語教育の質保障が強化されています。設置主体による取扱いの区別はありません。「非課税化」は質保証の強化にも貢献します。

(4) 語学留学生を受け入れるに当り出入国管理及び難民認定法による入国査証の審査も、法務省によりまったく同一基準で行われています。

(5) 消費税の課税にあたっては、一般に同一消費には同一課税がなされるべきであります。学校法人設置の日本語教育機関の留学生の学費が非課税とされ、株式会社設置の日本語教育機関の留学生の学費に課税されるのは「課税の公平の原則」に反すると考えます。

以上